

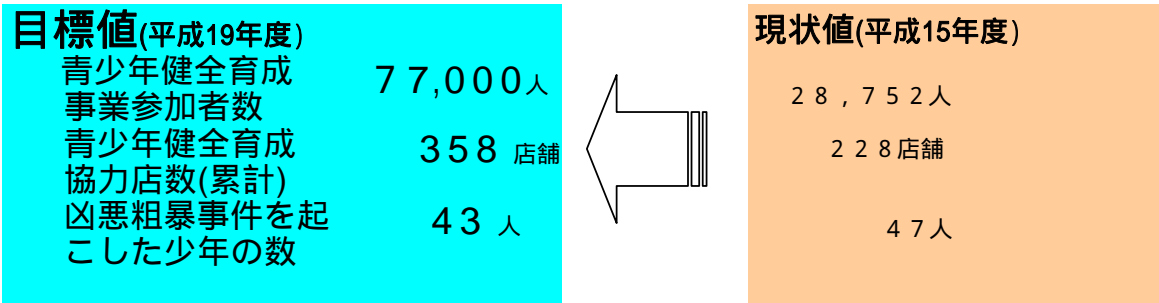
施策
(- 2 - 3)

青少年の健全な育成の推進

目的

青少年が健やかに成長するために、社会性を高めるための地域活動への支援、継続的な補導活動の実施や有害図書類等の規制など非行行為を助長する有害環境の浄化を進めます。

成果指標と目標値



参加者数は県、市町村、青少年育成島根県民会議、民間団体などが行う地域環境浄化活動や研修会などへの参加者数の合計です。
 協力店では、警察、学校、関係団体と連携して、防犯カメラの設置、店内外の巡回と声かけにより万引き等の非行、喫煙、夜遊びなど不良行為の防止活動を行います。目標値は、万引き等の発生の可能性が高いデパート、スーパー、ホームセンター、コンビニ、書店の全店加入をめざします。現状値は平成15年12月末までの累計です。
 再非行により凶悪・粗暴な事件が引き起こされる割合が高いことから子ども支援センターによる立ち直り支援などの再非行防止の取り組みにより凶悪・粗暴事件の発生を防ぎます。目標値は平成5年から平成14年の平均値85人の半減をめざしています。(図表2参照)

現状と課題

青少年の社会性や規範意識の低下、困難を伴うことからの回避的な傾向が指摘されています。有害情報の氾濫や深夜営業店等の増加など、青少年を取り巻く環境の変化は、新たな青少年の問題行動を誘発・助長しています。

本県の平成15年の非行少年(不良行為を含む)数は6,689人で増加傾向にあり、うち凶悪・粗暴犯を含む刑法犯少年数は822人で刑法犯検挙人員に占める割合は45.3%と全国第7位の高い水準になっています。(図表1、2、3参照)

このような現状に対して地域社会の大人の意識改革をおこない、青少年の規範意識や社会性を高めるための地域活動を進めていく必要があります。

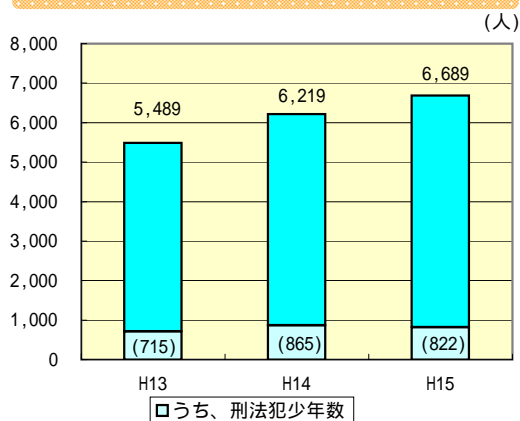
このため、健全育成(万引き防止)協力店との協力体制の確立、有害図書類等の規制など青少年が非行や犯罪に至らないような環境づくりを進めながら、非行少年への継続的な支援活動により非行の深刻化(凶悪・粗暴化への移行)の防止を図る必要があります。

目的を達成するための主な基本事務事業

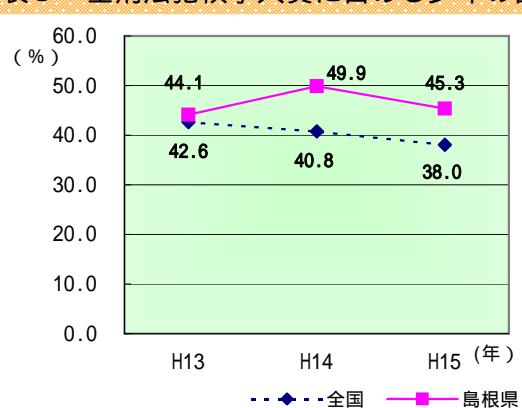
主な事務事業

事業名	概要
<p>青少年の健全育成事業</p> <p>〔担当課〕 青少年家庭課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>青少年健全育成に対する県民の意識を高めるために、県民運動として地域で行う健全育成活動の支援や啓発活動などを行います。</p> <p>青少年を健やかに育む意識向上事業</p> <p>青少年が健やかに育つことができる環境づくりを進めるため、有害図書類等の販売制限を行うほか、地域の有害・危険環境を点検・調査する取り組みなどを進めます。</p> <p>青少年を健やかに育む地域環境づくり事業</p>
<p>地域で育む子ども対策の推進</p> <p>〔担当課〕 警察本部少年課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>少年非行等の早期発見に努め、継続補導活動を充実します。</p> <p>少年の非行防止対策事業</p> <p>少年の社会参加・スポーツ活動や非行防止教室等により、子どもの規範意識の高揚を図ります。また、少年に対するサポートや街かど声かけ活動などを行う子ども支援センターを支援します。</p> <p>地域で育む子供対策事業</p> <p>青少年健全育成協力店との協力体制の確立による万引きをさせない環境づくりや有害図書類自動販売機の撤去活動など、青少年が非行に至らないよう有害環境浄化活動を促進します。</p> <p>地域で育む子供対策事業</p>
<p>子どもの心安らく居場所づくり支援事業</p> <p>〔担当課〕 生涯学習課 青少年家庭課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>子ども支援センター、子どもの居場所を支えるコーディネーター、指導員、地域のボランティアの研修を実施します。また、市町村が設置し子どもたちが自主的活動を行う子どもの心安らく居場所（校区型・広域型）の開設や運営を支援します。</p> <p>子どもの心安らく居場所づくり支援事業</p>

図表1 島根県の非行少年数の推移



図表3 全刑法犯検挙人員に占める少年の割合



図表2 凶悪・粗暴犯少年数

H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15
79	54	81	78	131	107	83	109	59	69	47

資料: 県警察本部調べ